

環境負荷の少ない輸送形態への転換に向けたトライアル支援事業 募集実施要領

阪神国際港湾株式会社

神戸市港湾局

1. 目的

本事業は、カーボンニュートラルといった環境負荷低減の必要性等、昨今の社会情勢や様々な貨物の輸送形態を踏まえ、神戸港において環境負荷の少ない輸送形態への転換に支援することにより、物流分野の温室効果ガス排出削減・持続可能な物流体系の構築及び神戸港の高付加価値化・物流拠点機能の拡大を図ることを目的に実施するものである。

2. 申請要件

(1) 対象事業

外内貿貨物の国内輸送について、貨物自動車による陸上輸送または航空機による航空輸送から鉄道輸送又は船舶を利用した海上輸送へ転換すること等により、CO2 排出量の削減を図ることを目的として実施し、かつ神戸港を利用する下記の事業。

① (転換前) ※神戸港以外を利用していた場合を含む。

- ・ 外貿貨物を貨物自動車により陸送していた事業
- ・ 内貿貨物を貨物自動車により陸送していた事業
- ・ 外貿貨物を航空機により空輸していた事業
- ・ 内貿貨物を航空機により空輸していた事業

(転換後) ※神戸港を利用する場合に限る。

- ・ 外貿貨物を船舶（内航船・フェリー・はしけ等）により海上輸送する事業
- ・ 内貿貨物を船舶（内航船・フェリー・はしけ等）により海上輸送する事業
- ・ 外貿及び内貿貨物を、神戸港を発着するフェリーを利用した貨物自動車により陸送する事業
- ・ 外貿貨物を鉄道輸送する事業

② 上記①の他、本事業の目的に合致すると阪神国際港湾株が認める事業。

※転換前は大阪港を利用しており、転換後に神戸港を利用するものは除く。

※ただし、阪神国際港湾株が実施する「荷主・物流事業者向け支援事業」、「アジア広域集貨促進事業」との重複申請は不可とする。

(2) 支援対象経費

外内貿貨物の国内輸送に対し、貨物自動車による陸上輸送または航空機による航空輸送から、CO2

排出量の削減効果が見込まれる鉄道または海上運送に転換し、かつ神戸港を利用する場合における転換後の輸送経費（輸送費用、倉庫費用、梱包費用等）。

※輸送転換後の国内輸送経費のみが対象（通関申請費用等は対象外）

ただし、移入・輸出の場合：貨物発生地から神戸港までの輸送経費

移出・輸入の場合：神戸港から目的地までの輸送経費

（対象となる範囲は別添の例による）

(3) 支援額

支援対象経費（消費税抜）に1/2を乗じて得た額（1事業者・1共同申請団体あたり上限500万円）

※同一貨物についての重複申請は不可

(4) 対象事業者

① 物流事業者（フォワーダー、陸運事業者、通関業者、内航船社、フェリー船社、はしけ運送事業者等）の単独申請

② 物流事業者と荷主の共同申請

※神戸市内に本社又は事業所を有することが必要です。

（②の場合は物流事業者若しくは荷主の何れか1社が上記条件を満たす必要があります。）

※荷主の単独申請は受け付けておりません。

(5) 支援対象期間

令和3年10月11日～令和4年2月28日

※対象期間は、当該貨物が神戸港へ搬出入された期間を示します。

(6) 申請期間

令和3年10月11日～令和4年1月31日

※ただし、予算の執行状況により申請期間を変更することがあります。

3. 支援事業の流れ

(1) 申請書類の提出

以下の書類を提出してください。

① 事業計画・実施申請書

・事業の概要、輸送区間（前後）、輸送期間、輸送の内容、CO₂排出量（前後）

※CO₂排出量は経済産業省・国土交通省により作成された「ロジスティクス分野におけるCO₂排出量算定方法共同ガイドライン」に基づき算出すること。

（参考 従来トンキロ法：輸送貨物量(t)×距離(km)×排出原単位/1,000,000）

尚、排出原単位は基本的に以下の通りとする。

航空：1,490 営業用貨物車：225 船舶：41 鉄道：18

② 支援対象経費の算出の根拠となる書類

・見積書、その他積算資料

※この他、審査で必要と認められる書類は別途求める場合があります。

(2) 事業対象決定の通知

阪神国際港湾㈱で申請書類の内容審査を行い、事業対象決定通知を交付します。

(3) 事業計画の取り下げ

事業対象決定通知までに応募を取り下げる際には、速やかに当社に申し出てください。

(4) 輸送の実施

事業計画に沿って輸送を実施。

(5) 事業計画の変更

事業対象決定通知後に事業計画を変更する必要がある場合には、当社と事前に協議したうえで事業計画（中止・変更）届（様式 3）を速やかに提出してください。

ただし、変更内容によっては審査を経て予算の範囲内で事業対象決定通知の内容変更を行う場合があります。

(6) 事業の中止

事業対象決定通知後に事業計画を中止する場合は、事業計画（中止・変更）届（様式 3）を速やかに提出してください。事業対象決定通知の取り消しを行います。取り消しとなった場合には、中止までに行った事業についても支援額はお支払いできませんのでご注意ください。

(7) 不正行為等による事業対象決定通知の変更・取消

事業対象決定通知後に本事業に関して虚偽の申請や報告などの不正行為等が明らかになった場合は、事業対象決定通知を変更または取り消します。この場合、事業の進捗状況に関わらず、それによって事業者が損害が生じていても、当社は一切責任を負いません。

また、不正行為等の他、当社から連絡があった期日までに必要書類を提出いただけない場合は、当社の判断で事業対象決定通知を取り消しとさせていただきますので、上記と合わせてご注意ください。

(8) 実績の報告

事業完了後、以下の書類を提出してください。

① 事業実績報告書

・事業計画に対応した実績（貨物量、走行距離、CO2 排出量、運行経費等）

② 補助対象経費の実績額及び支払を明らかにした書類

・契約書、輸送実績が明示された請求書、領収書等の何れか 1 点の写し

(9) 報告期限

事業が完了した日から 10 日を経過した日又は令和 4 年 2 月 28 日のいずれか早い日までに (8) の書類を当社宛に提出してください。

上記期日までに報告書等の提出が無い場合は、支援額の支払いはいたしません。

(10) 支援額の確定

事業実績報告書の提出を受け、当社により業務が適正に履行されたかの検査を行ったうえで確定額を

通知いたします。

(11) 支援額の請求

確定額の通知を受けた事業者は、速やかに当社様式による請求書に必要事項を記入し、当社宛に提出してください。

(12) 支援額の支払い

確定された支援額は、申請事業者に対して請求から概ね1か月後にお支払いします。ただし、3(6)又は(7)に該当し事業決定を取り消した場合は、支援額の支払いはいたしません。

また、3(10)の検査において、事業計画との乖離が著しいことが判明した場合は支援額を支払いきないことがあります。

(13) 支援額の返還

3(6)又は(7)に定める事由などにより事業決定が取り消され、当社が支援額を支払い済みの場合、3の(14)に定める遅延利息等を加えたうえで、支援額の返還を求めることができます。この事業の履行が完了した後においても、同様とします。

また、支援額の支払い完了後において、支払い額の算出根拠となる数値の誤りや記入漏れなど各種書類の不備が明らかとなった場合、別途協議のうえ支援額の返還を求めることがあります。

なお、当該返還は、申請事業者が、合併、分割、株式交換、株式移転その他の組織改編行為、事業譲渡等を行う場合についてはその承継者等にも求めることがありますので、このような行為を行う場合は事前に書面により当社に通知したうえで、当社の同意を求めてください。

(14) 遅延利息

申請事業者は、上記3の(13)に定める事由などにより支援額の返還を命ぜられ、その支払いを怠った場合、支払期限の翌日から支援額を完済した日までの期間に応じ、未払いの支援額に対し、年14.6%の割合で計算した額の遅延利息を当社へ納付していただきます。

(15) その他

事業実施計画申請書、及び事業実績報告書における「輸送品目」が具体的に記載できない場合、港湾統計上の82品目分類 (<http://www.mlit.go.jp/common/001277868.pdf>) を参考にご記入ください。

事業者に対し、当該事業に関する報告を別途求めることがあります。

神戸港を經由して輸送が行われていることを確認するため、報告内容に応じて別途当社が指定する件数の関係書類の提出(B/L(写し)等)を求めます。併せて、検査(現地立会や関係書類の確認など)を実施する場合があります。

以上

【本事業のお問い合わせ・受付窓口】

阪神国際港湾株式会社

神戸市中央区御幸通8丁目1番6号 神戸国際会館20階

営業部 営業課 ☎078-855-3206 (直通)

ホームページ <https://hanshinport.co.jp/>

E-mail senryaku@hanshinport.co.jp